

## 和歌山市青岸エネルギーセンター余剰電力売却契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、和歌山市青岸エネルギーセンター発電設備（以下「発電設備」という。）から発生する余剰電力の売却について、次のとおり契約を締結する。

（供給及び契約期間）

第1条 供給期間は令和7年10月1日0時から令和8年9月30日24時までとし、契約期間は、契約の締結日から供給期間終了までとする。

（余剰電力の供給）

第2条 甲は、発電設備における発生電力のうち、甲が消費する電力を除いた電力に余剰がある場合、甲はその電力（以下「余剰電力」という。）を乙に全量売却する。

2 供給期間内における余剰電力量が、予定する売却電力量に比べて増減がある場合でも、甲は乙にその余剰電力を全量売却するものとし、契約単価についても変更を行わないものとする。なお、契約単価にはインバランス料金が含まれているものとし、別途インバランスに係る清算は実施しないものとする。

設置場所	和歌山市湊1342番地3
定格出力	蒸気タービン4, 300キロワット×1基
最大電力	4, 300キロワット
燃料	廃棄物

（受給地点等）

第3条 前条の規定により甲が乙に供給する電力の周波数、電気方式および供給電圧は60ヘルツ、3相3線式30,000ボルトとし、受給地点、送電責任分界点および財産責任分界点は次のとおりとする。

受給地点	和歌山市湊1342番地3
送電責任分界点	青岸エネルギーセンター構内受電室内における33kV断路器電源側接続点
財産責任分界点	送電責任分界点と同じ

（電力供給上の協力）

第4条 甲及び乙は、この契約に係る電力の供給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常に保つ等、相互に協力するとともに、第三者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは及ぼす恐れがある場合は、各々必要な措置を講ずるものとする。

2 甲は乙の要求に基づき、供給期間内の余剰電力供給計画（年間計画、月間計画及び週間計画）を必要に応じて乙に提供するものとする。

3 余剰電力量が余剰電力供給計画とかけ離れる事態が生じた場合、あるいは生じる恐れがある場合は、甲は乙に対し速やかに通知するものとする。なお、甲は余剰電力供給計画に記載された内容に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。

4 甲は、売却する余剰電力量の安定に努めるものとする。

(託送供給契約)

第5条 余剰電力の供給のために別途乙と一般送配電事業者との託送供給契約が必要となる場合は、乙は乙の責任と負担で一般送配電事業者と適切な内容で託送供給契約を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを甲に提出するものとする。

2 甲は、発電事業者として、一般送配電事業者の定める託送供給契約を遵守するものとする。

(小売電気事業者登録)

第6条 乙は、契約期間において経済産業大臣に小売電気事業者として登録されているものとする。

(同時同量)

第7条 乙は、計画値同時同量制度における発電契約者として、甲の発電設備を含む発電バランスングループを形成し、一般送配電事業者と適切な内容で発電量調整供給契約を締結するものとする。

(「発電契約者」とは、「一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者」をいい、甲は発電契約者にはならないものとする。)

2 乙は発電契約者として、計画値同時同量制度における発電計画等の各種計画を作成し、電力広域的運営推進機関に提出するものとする。

3 乙は発電契約者として、発電設備に関する発電計画と実績の差分電力量(インバランス)について、一般送配電事業者との間で生じる調整、手続き及び費用の負担を負うものとする。

(余剰電力供給の中止又は制限)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、余剰電力の供給を中止又は制限できるものとする。

(1) 一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修等により、余剰電力を供給できない場合。

(2) 甲の施設の事故又は運営上の都合による場合。

(3) その他保安上の必要がある場合。

(余剰電力量の計算)

第9条 余剰電力量は、取引用電力量計(一般送配電事業者財産)を介して行うものとする。

2 前項の取引用電力量計とは別に、乙独自の計量装置、通信設備等を設置する場合は、甲の承諾の下、乙の責任でこれを行うものとする。

3 第1項の取引用電力量計に不具合が生じた場合は、その期間内の余剰電力量について、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

4 計量期間は、毎月1日0時から当該月末24時までとする。

(料金の算定及びその支払い)

第10条 乙は毎月、甲から得た余剰電力量に対する電力量料金から発電側課金を相殺した額を甲に支払うものとし、電力量料金は、前条によって計量された毎月の時間帯区分ごとの余剰電力量に本契約書(別紙)「契約金額一覧」に定めた時間帯区分ごとの電力量料金単価(消費税及び地方消費税額

を含まない) を乗じて得た電力量料金に消費税及び地方消費税額を加算した合計金額とする。

- 2 前項の合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。
- 3 甲は、第1項により算定された電力量料金を請求書により、検針日の属する月の10日までに乙に請求し、乙は同月末日までに甲に支払うものとする。ただし、乙から甲に対する検針値の連絡遅延が生じた際の、請求書の送付期限については別途協議とする。なお、支払日が銀行法第15条第1項に規定する法令で定める日(以下「休日」という。)に該当する場合は、翌日に支払うものとする。また、翌日が休日に該当する場合は、さらに翌日に支払うものとする。
- 4 乙の責めに帰する理由により前項の支払いが遅れたときは、その未納分について期限満了の翌日から起算して支払いの日までの日数について、支払遅延防止法(昭和24年法律第256号)の規定に基づき計算した額を違約金として甲に支払わなければならない。

#### (発電側課金)

- 第11条 発電側課金については、本契約書(別紙)「契約金額一覧」に定める契約単価に含まないものとし、甲が一般送配電事業者に対して負担する発電側課金相当分の全額を別途、乙の負担に転嫁する。
- 2 甲が一般送配電事業者に対して負担する発電側課金の支払業務は乙が行うこととし、前項の定めによる甲から乙への転嫁相当額を、第10条による毎月の電力量料金の支払において相殺する。ただし、発電側課金が電力量料金を上回り相殺できない場合、又は、甲の発電設備の長期停止等により電力量料金が発生しない場合は、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じて払い込み等により甲から一般送配電事業者支払うこととする。
- 3 乙は、一般送配電事業者を代理して、甲との間で系統連系受電契約を締結したものとする。系統連系受電契約の締結、変更及び解約並びに契約が消滅した後に接続された電気の取扱いについては、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるところによる。
- 4 発電側課金に係る国の検討において、前3項と異なる取扱いが示された場合は、甲と乙は発電側課金の取扱いについて協議する。

#### (環境に係わる付加価値の帰属)

- 第12条 甲の発電設備は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)の適用を受けていない再生可能エネルギー電源(非FIT非化石電源)であり、甲から乙に売却する余剰電力には、環境価値を含むものとする。
- 2 前項の非化石価値を利用する場合、非化石価値付電力量の認定申請は乙が行うものとし、甲は申請時に必要となるバイオマス比率報告書を乙に提出するものとする。

#### (記録)

- 第13条 甲、乙は、余剰電力の売却、購入について記録し、それぞれの要求により、その写しを送付するものとする。

#### (契約の解除)

- 第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な事由により解約を申し出たとき。
- (2) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
- (3) 乙が天災その他不可抗力によらないで、余剰電力の買取の見込みがないと甲が認めたとき。
- (4) 本契約の履行に関し、乙又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
- (5) 前各号の規定のほか、本契約条項に違反し、又は本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

2 第1条の規定にかかわらず、甲はこの契約の締結日の属する年度の翌年度において、当該契約に係る甲の令和8年度の子算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約の解除に伴う費用は、甲が負担する。

(事情変更)

第15条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は、改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は、一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(再委託等の禁止)

第17条 乙は、業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再受任者等に関する契約解除)

第18条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は、再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第16条第1項に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等の解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金)

第19条 天災その他不可抗力の原因又は第14条第1項第1号の規定によらないで乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了までに係る購入予定数量を基にして第10条の規定により計算して得た額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴

金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除処置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除処置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は、排除処置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害の負担）

第20条 業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（報告）

第21条 乙は、電力広域的運営推進機関その他関係機関より指導又は勧告を受けた場合は、直ちに甲に指導又は勧告内容及びそれらに対する改善策を報告しなければならない。

（守秘義務等）

第22条 乙は、業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない

2 乙は、業務に従事する者が業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(合意管轄)

第23条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補足)

第24条 この契約書に定めのない事項、又は本契約の各条項に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙が協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙

(別紙)

「契約金額一覧」

1 余剰電力の売却に係る契約単価は、次のとおりとする。

電力量料金単価の時間帯区分	契約単価 (1キロワット時当たり)
重負荷時間帯	円 銭
昼間時間帯	円 銭
夜間時間帯	円 銭

※消費税及び地方消費税相当額を含まない

2 余剰電力量の時間帯区分は、次のとおりとする。

重負荷時間帯電力量	7月1日から9月30日までの毎日10時から17時までの時間帯（ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
昼間時間帯電力量	毎日8時から22時までの時間帯（ただし、重負荷時間帯および日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
夜間時間帯電力量	重負荷時間帯及び昼間時間帯以外の時間帯

3 その他

- (1) 計画値同時同量制度において、発電設備に関する発電計画と実績の差分電力量（インバランス）に伴う費用については、契約単価に含むものとし、別途インバランスに係る清算は実施しない。
- (2) 発電側課金については、契約単価に含まないものとし、電力量料金から相殺するものとする。